

■ 法の適用関係等に関するベトナム首相府のセミナーにおいて講義を行いました。

令和4年9月13日、ベトナム首相府と独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）が実施する技術協力プロジェクトが共催し、在ベトナム日本国大使館の後援の下、法の適用関係等に関するセミナーが開催され、当部内藤晋太郎部長が講義を行いました。

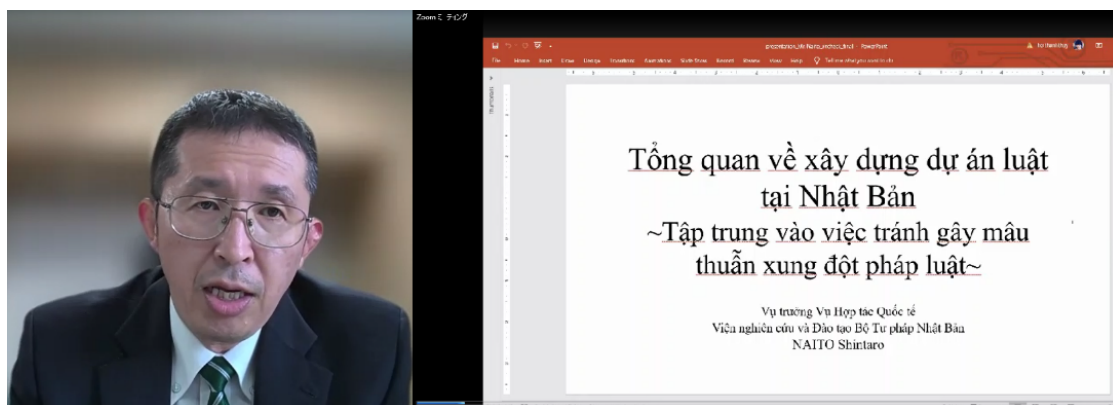
ベトナムでは、法・司法改革の促進と国家の国際競争力の強化に寄与するため、ベトナムの法規範文書制度の質及びその効果的な執行が国際標準に照らして向上することを目標として、令和3年1月から、JICAによるプロジェクト「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」が実施され、令和4年5月以降、各カウンターパート機関に設置されたワーキンググループが、各機関における最優先課題の解決に向けて具体的な検討を進めており、当省法務総合研究所も同プロジェクトに協力しています。

今般、カウンターパート機関の一つであり、法規範文書の事前審査等の権限を有する機関である同国首相府が、同国において法の適用についての考え方が統一されていないといった課題があることから、その改善に向けて日本側の知見を得ることを目的として、JICAと共に本セミナーを開催しました。その中で、当部内藤部長が、「日本における法律案の作成の概要 ～法律の矛盾抵触の回避を中心として～」と題する講義をオンライン形式で実施しました。

本セミナーには、ベトナム側から、同国首相府法律局局長を始めとする多数の関係者が出席し、日本側から、現地プロジェクトの関係者が出席したほか、当部からも教官がオンライン形式で出席しました。セミナーでは、内藤部長の講義に引き続き、法務省出身の渡部吉俊 JICA プロジェクト長期専門家も「法の適用関係の明確化について～日本法とベトナム法の比較」と題する発表を行いました。

本セミナーの内藤部長の講義については、ベトナム側参加者から、法令解釈について見解の相違がある場合にどの機関が判断するか、一般法と特別法を区別する基準はあるか、法案を起草する省庁が他省庁のみならず外部の法律家や研究者から意見聴取をする場合があるかといった質問が活発に寄せられており、本セミナーのテーマに関連する議論の活性化に大いに寄与したものといたします。

国際協力部は、成功裏に終わった本セミナーの関係者の皆様に心より御礼申し上げるとともに、今後も、JICA等の関係機関と共に、ベトナムにおける法制度整備支援活動に尽力してまいります。



【講義を行う内藤部長】